

美浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条の規定に基づき、令和4年度における美浜町の人事行政の運営等の状況について、次のように公表します。

美浜町長 八 谷 充 則

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況（令和4年度中）

| | |
|----|----|
| 採用 | 8人 |
| 退職 | 6人 |

(2) 職員数（令和4年4月1日現在）

| | |
|-----|-----|
| 職員数 | 199 |
|-----|-----|

(注) 1 職員数は、町長、副町長と教育長を除く常勤職員数です。
2 再任用短時間勤務職員を除きます。

2 職員の人事評価の状況（令和4年度）

| | |
|--------|--|
| 目的 | 組織の目標を踏まえて職員が自ら設定した目標の達成度及び職務遂行能力を適正に評価することにより、職員の人材育成及び人事管理に資する。 |
| 制度の概要 | 被評価者が設定した目標の達成度等を評価する業績評価と、職務上求められる行動ごとの能力の発揮度を評価する能力評価をそれぞれ5段階で評価する。評価は、一次評価、二次評価の2段階で行い、評価結果については、被評価者にフィードバックし、能力開発に活用する。 |
| 評価対象期間 | 能力評価：4月1日から翌年3月31日まで（評価基準日：2月1日） 業績評価：中間 4月1日から9月30日まで（評価基準日：10月1日） 期末 10月1日から3月31日まで（評価基準日：2月1日） |
| 対象者 | 全職員（再任用短時間勤務職員を含む）。ただし、休職・休業等で長期にわたり職務に従事しない場合は除く。 |
| 実施者数 | 199人 |

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和4年度普通会計決算）

| 住民基本台帳人口 （令5.3.31） | 歳出額 A | 実質収支 | 人件費 B | 人件費率 （B/A） |
|-----------------------|-------------|-----------|-------------|---------------|
| 20,980人 | 9,490,717千円 | 365,483千円 | 1,660,465千円 | 17.5% |

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等が含まれます。

(2) 職員給与費の状況（令和4年度普通会計決算）

| 職員数 （A） | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 給与費計 （B） | 一人当たり 給与費(B/A) |
|------------|-----------|----------|-----------|-------------|-------------------|
| 181人 | 638,549千円 | 86,524千円 | 234,359千円 | 959,432千円 | 5,301千円 |

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
2 給与費には再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) 一般行政職の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

| 区分 | 初任給 | 採用2年後の給料額 |
|-----|----------|-----------|
| 大学卒 | 191,700円 | 204,200円 |
| 高校卒 | 158,900円 | 169,800円 |

(注) 採用試験に合格し、学校卒業後直ちに採用された者の初任給と、その者が2年後に受けることとなる給料額について掲げたものです。

(4) 一般行政職員の経験年数別平均給料月額（令和4年4月1日現在）

| 区分 | 経験年数10年 | 経験年数15年 | 経験年数22年 |
|-----|----------|----------|----------|
| 大学卒 | 232,875円 | 306,500円 | 361,500円 |

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

| 区 分 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 | 8 級 | 計 |
|----------|-------|-------|-------|----------|------|----------|----------|------|------|
| 標準的な職務内容 | 主事 | | 主査 | 係長 主査 | 主幹 | 課長 主幹 | 部長 課長 | 部長 | |
| 職員数 | 16人 | 27人 | 12人 | 28人 | 9人 | 6人 | 12人 | 4人 | 114人 |
| 構成比 | 14.0% | 23.7% | 10.5% | 24.6% | 7.9% | 5.3% | 10.5% | 3.5% | 100% |

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

| 区 分 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
|-------|----------|----------|-------|
| 一般行政職 | 310,100円 | 359,177円 | 40.9歳 |
| 技能労務職 | 226,900円 | 238,508円 | 52.9歳 |

(7) 職員手当の状況

ア 期末・勤勉手当（令和4年度支給実績）

| 区 分 | 期 末 | 勤 勉 |
|------------------------|----------|----------|
| 6 月期 | 1.20月分 | 0.95月分 |
| 1 2 月期 | 1.20月分 | 1.05月分 |
| 計 | 2.40月分 | 2.00月分 |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有り | | |
| 一人平均支給額 | 699,000円 | 605,100円 |

イ 退職手当

| 退職区分 | 自己都合 | 定年・勸奨 |
|--------------------|---------|----------|
| 令和4年度中の 一人平均支給額 | 6,179千円 | 17,943千円 |

ウ 特殊勤務手当（令和4年度決算）

| | |
|-------------------|---------------|
| 支給対象職種 | 全職種 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合 | 23.5% |
| 支給対象職員一人当たり平均支給年額 | 2,756円 |
| 手当の種類（手当数） | 4種類 |
| 代表的な手当 | 動物死体処理手当・防災手当 |

（注）平均支給年額は、令和4年度支給総額を実際の支給職員数で除したものです。

エ 時間外勤務手当（令和4年度決算）

| | |
|---------------|----------|
| 支給総額 | 32,680千円 |
| 職員一人当たり平均支給年額 | 190千円 |

（注）平均支給年額は、令和4年度支給総額を令和4年4月支給対象職員数で除したもので

オ その他主な手当（令和4年4月1日現在）

| 区 分 | 内 容 |
|------|--|
| 扶養手当 | 子 10,000円（満16歳から22歳までの子は1人につき5,000円加算） 配偶者、父母等 6,500円（行政職棒給表（一）8級以上職員の場合3,500円） |
| 住居手当 | 借家・借間居住者 16,000円を超える家賃に応じて最高28,000円 |
| 通勤手当 | 交通機関利用者 運賃相当額の範囲内で支給（最高55,000円） 自家用車等利用者 通勤距離に応じ、最高31,600円 |

(8) 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

| 区 分 | 報酬等の月額 | 期末手当（令和4年度） |
|-------|----------|--|
| 町 長 | 805,000円 | 6 月期 1.625月分 1 2 月期 1.675月分 計 3.30月分 |
| 副 町 長 | 630,000円 | |
| 教 育 長 | 582,000円 | |
| 議 長 | 360,000円 | |
| 副 議 長 | 276,000円 | |
| 議 員 | 245,000円 | |

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（変則勤務職場等を除く一般的な職場）

| 正規の勤務時間 | 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩時間 |
|---------|------|-------|-------------|
| 7時間45分 | 8:30 | 17:15 | 12:00～13:00 |

(2) 休暇の種類

| 区分 | 付与日数 | 区分 | 付与日数 |
|--------|---------------|----------|--------------------|
| 年次有給休暇 | 1年度につき20日 | ボランティア | 1年度につき5日以内 |
| 出産 | 産前6週間及び産後8週間 | 住居滅失等 | 7日以内 |
| 育児時間 | 1日につき2回各30分以内 | 交通遮断 | 必要と認められる期間 |
| 子の看護 | 1年度につき5日以内 | 危険回避 | 必要と認められる期間 |
| 忌引 | 親族の区分により1～7日 | 妻の出産補助 | 2日以内 |
| 父母の祭日 | 1日 | 短期介護休暇 | 1年度につき5日以内 |
| 結婚 | 連続する5日以内 | 夏季休暇 | 1年度につき5日以内 |
| 選挙権行使 | 必要と認められる期間 | リフレッシュ休暇 | 勤続17年及び30年の職員に3日以内 |
| 証人等出頭 | 必要と認められる期間 | 育児参加 | 妻の産前産後期間中に5日以内 |
| 骨髄移植 | 必要と認められる期間 | 不妊治療 | 1年度につき5日以内 |

5 職員の休業に関する状況（令和4年度中に新たに取得した職員数）

| 区分 | 男性 | 女性 |
|-----------|----|----|
| 育児休業取得者数 | 2人 | 4人 |
| 部分休業取得者数 | 0人 | 2人 |
| 育児短時間勤務者数 | 0人 | 0人 |
| 計 | 2人 | 6人 |

6 職員の分限及び懲戒処分状況（令和4年度）

| 処分の種類 | 処分者数 | 理由 |
|----------|------|------------------------|
| 分限処分（休職） | 0人 | 心身の故障のため、長期の休養を要する場合等 |
| 懲戒処分 | 0人 | 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等 |

7 職員のサービスの状況

(1) サービス制度に関する研修等の実施状況

地方公務員法に定められた町職員としての義務を周知徹底するため、新規採用職員研修や階層別研修等において、サービス制度に係る研修を実施しました。

また、随時、部課長会議や通知文書により、サービス規律の徹底を図っています。

(2) ハラスメント対策

ハラスメント防止については、秘書課を相談窓口として職場におけるハラスメントの防止等に努めています。

(3) 営利企業等への従事許可の状況（令和4年度中に新たに許可した件数）

| 区 分 | 許可件数 |
|---|------|
| ① 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ねるもの | 0件 |
| ② 自ら営利を目的とする私企業を営むもの | 0件 |
| ③ ①②を除き報酬を得て事業若しくは事務に従事するもの | 6件 |
| 計 | 6件 |

8 職員の退職管理の状況

平成28年4月1日に、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずることを内容とする改正地方公務員法（以下「改正法」という。）が施行されました。

改正法の施行に合わせ、改正法による規制のほか、「美浜町職員の退職管理に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、本町職員の退職管理の適正化を図り、町制に対するより一層の信頼を確保できるよう取り組んでいます。

(1) 退職管理の規制等の概要

- ア 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制（改正法第38条の2）
 営利企業等に再就職した元職員が、離職前の職務に関して、現職職員へ働きかけをすることが禁止されています。
- イ 再就職情報の届出（条例第3条）
 管理又は監督の地位にある職員であった者は、離職後3年間、再就職した場合は任命権者に届け出ることが義務付けられています。

(2) 再就職情報の届出件数（令和4年度）

| 再就職先の内訳 | | | 合計 |
|---------|------|-----|----|
| 町関係団体 | 民間企業 | その他 | |
| 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

（注）その他とは、公益法人、学校法人、医療法人等を指します。

9 職員の研修の状況について（令和4年度）

| 研修区分 | 研修名等 | |
|--|---|-------|
| 一般研修 職務に必要な基礎的・共通的、知識・技能・態度を習得する研修 | (1) 内部研修 | 239 人 |
| | ・クレーム対応研修 ・メンタルヘルス研修 ・ハラスメント防止研修 ・人事評価制度 評価者研修 被評価者研修等 | |
| | (2) 知多5町職員研修協議会 | 26 人 |
| | ・新規採用職員研修 ・一般職員前期研修 ・一般職員後期研修 ・新任係長研修 | |
| | (3) 市町村振興協会研修センター | 6 人 |
| | ・課長研修 ・課長補佐研修 | |
| 専門研修 職務に密接に関係する知識及び技術を専門的に学ぶとともに、社会情勢の変化や新しい行政課題に的確に対応できる各種能力の向上を | (1) 市町村振興協会研修センター | 50 人 |
| | ・法制執務研修 ・民法研修 ・地方税研修 ・女性職員キャリアアップ研修 ・コーチング研修等 | |
| | (2) その他研修機関 | 6 人 |
| | ・市町村職員向けセミナー ・不当要求防止責任者講習 | |
| 派遣研修 より高度な専門的知識や行政運営能力を養成するために、自治大学校、市町村アカデミー等へ派遣する研修 | 自治大学校、市町村アカデミー、国際文化アカデミー | 6 人 |
| | ・スポーツと地域の活性化 ・シニアマネージャー研修 ・これからの農業を考える ・児童虐待への対応 | |

10 職員の福祉及び利益の保護の状況（令和4年度）

(1) 共済組合負担金

（地方公務員等共済組合法に基づく愛知県市町村職員共済組合に対する負担金）

| 金額 | 一人当りの負担額 |
|--------------|------------|
| 194,067,276円 | 1,032,273円 |

(2) 安全衛生管理体制

ア 安全衛生管理体制の概要

職員の安全の確保、健康増進などの諸施策を効率的に推進するため、美浜町職員安全衛生管理規程の定めるところにより、総括安全衛生管理者（副町長）を組織の長とする安全衛生管理体制を整備しています。

イ 職員健康診断

| 検診名 | 受診者数 | 健康管理区分（医療面） | | | |
|--------|------|-------------|-----|-----|-----|
| | | 正常範囲 | 要観察 | 要治療 | 要精検 |
| 定期健康診断 | 146人 | 12人 | 63人 | 16人 | 55人 |
| 人間ドック | 133人 | 0人 | 55人 | 1人 | 77人 |

（注）定期健康診断受診者は会計年度任用職員を含みます。

ウ 健康指導等の実施状況

職員の健康の保持増進を図るため、健診結果に基づく事後管理、一般疾病の予防、治療対策、心の健康問題について、職場の健康管理研修会、共済組合等の相談窓口を活用して保健指導を実施しています。また、40歳以上の指導該当職員に対し、保健師又は管理栄養士による特定保健指導を実施しています。

| 区分 | 支援者数 | 指導内容 |
|--------|------|-------------------------------------|
| 動機付け支援 | 8人 | ①初回面接 ②6ヶ月後効果測定・評価 |
| 積極的支援 | 4人 | ①初回面接 ②毎月電話・メール等の支援 ③6ヶ月後効果測定・評価 |

（3）職員の災害補償

ア 公務災害認定件数

| 負傷 | | | | 疾病 | | | | 合計 |
|---------|-----|-----|----|---------------|-----|-----------------|----|----|
| 自己職務遂行中 | 出張中 | その他 | 計 | 公務上の負傷に起因する疾病 | 職業病 | その他公務起因性の明らかな疾病 | 計 | |
| 3件 | 0件 | 0件 | 3件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 3件 |

イ 通勤災害認定件数

| 出勤途上 | 退勤途上 | 合計 |
|------|------|----|
| 0件 | 0件 | 0件 |

ウ 公務災害基金負担金

（地方公務員災害補償法（昭和43年法律第121号）に基づく地方公務員災害補償基金に対する負担金）

| 金額 |
|------------|
| 1,180,714円 |

11 公平委員会の業務の状況（令和4年度）

| 業務の種類 | 件数 |
|-------------------|----|
| 勤務条件に関する措置要求件数 | 0件 |
| 不利益処分に関する不服申立ての状況 | 0件 |

（注）公平委員会の事務は、愛知県に委託しています。